

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六 一〇）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項第一号中「第二条に規定する職員」を「第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。